

拡大 EU 論 —なぜ東方拡大を推進したのか—

岩 城 成 幸

目 次

I 調査の目的	4 第5次 EU 拡大と「統合懐疑論」の台頭
II 拡大 EU 論	5 EU 拡大の帰着点は
1 EU 拡大の歩み	III 報告書の構成と要旨
2 なぜ東方拡大を推し進めたのか	
3 東方拡大のメリット	

I 調査の目的

EU (European Union: 欧州連合) は、2004年5月に25カ国体制に、さらに2007年1月には、27カ国体制となった。域内人口は約4億9,000万人で、米国のおよそ1.6倍、経済規模 (GDP) においても、米国の1.5倍、日本の3倍という巨大な地域統合組織となった。EU は、国際社会においても、ますますその存在感を増していくものと思われる。

我が国にとっても、EU は、投資、貿易面等の重要なパートナーであり、EU の東方拡大にともなって、我が国の企業の中・東欧諸国への投資は、一段と促進されている⁽¹⁾。

25カ国体制を生み出した EU の第5次拡大は、分断されていた欧州を「再統一」したという点で、それまでの EU 拡大とは性格を異にするものであり、「自由な欧州の建設」という欧州統合の夢は、実現に一步近づいたとも言われる⁽²⁾。しかし、「多様性の中での統一⁽³⁾」(united in diversity) という標語を掲げた第5次拡大 (東方拡大) にともない、EU 域内では、これまでもまして、所得格差や地域格差が拡大した。こうした域内格差の是正等を目指す財政負担のあり方をめぐって、加盟国間で様々な議論がたたかわされた。また、イラク危機への対応に見られるように、外交問題をめぐっても、域内での不協和音が大きくなっている。

市民レベルでは、EU 原加盟国 (以下、「EU15カ国」とする。) ばかりでなく、中・東欧の新規加盟国においても、EU 拡大に対する不安・不満が広がっている。その一端は、フランス、オラ

(1) 安藤研一「EU 拡大と多国籍企業：日系企業の中東欧投資の分析」『日本 EU 学会年報』No.26, 2006, p.210.

(2) Wim Kok, *Enlarging the European Union: Achievements and Challenges*. 26 March 2003, European University Institute Robert Schuman Center for Advanced Studies, p.2. <http://ec.europa.eu/enlargement/archives/pdf/enlargement_process/past_enlargements/communication_strategy/kok_pr_en.pdf>

(3) この用語は、2000年頃から使われるようになったが、公式文書に最初に盛り込まれたのは、2004年に調印された欧州憲法条約草案であるという (European Commission, “The Symbols of the EU : United in Diversity” <http://europa.eu/abc/symbols/motto/index_en.htm>).

ングにおける国民投票による憲法条約の否決、さらには、トルコの加盟に対する EU 側の根強い反対等に見ることができている。EU は現在、新たな試練に立たされているとも言われる⁽⁴⁾。

EU は今後、どこまで「拡大」(enlargement/widening)と「深化」(deepening)を続けていくのであろうか。「拡大」と「深化」は、決して二者択一のものではなく、表裏一体をなすものであるから、拡大への大きな流れは変わらない、との意見もある。しかし一方で、欧州の安定・民主化に大きな役割を果たしてきた EU 拡大は、しばらく停止するのではないかと、この見方も有力である⁽⁵⁾。拡大の停滞は、EU の外交力の低下にもつながりかねないとの懸念もある⁽⁶⁾。

2006年12月に、ブリュッセルで開かれた欧州理事会 (European Council) では、これまでの EU の積極的な拡大策を見直し、厳格な加盟基準を適用することや、機構改革に焦点を絞った方向での検討が始まった⁽⁷⁾。

EU の前身である EEC (欧州経済共同体) の設立から50年が経過した現在、EU の組織や政策決定過程には、経年劣化が見られるうえ、不透明性さも増していると指摘されている⁽⁸⁾。欧州委員会 (European Commission) も、『欧州透明化のイニシアチブ』(European Transparency Initiative)⁽⁹⁾と題するグリーン・ペーパー⁽¹⁰⁾を公表して、農業補助金や構造基金等の透明化 (受給者の公表) や、1万5,000人にも達するブリュッセル (EU 本部) のロビストの規制に着手しようとしている⁽¹¹⁾。しかし、EU 内部の反対も根強いだけに、どこまで改革を進めることができるのか、今後が注目される。

調査及び立法考査局の今回 (平成17~18年度) の「総合調査」では、加盟国が27カ国にまで拡大した EU の現在の姿を、政治、経済、社会の諸側面から、もう一度見つめ直すことにした。様々な領域・分野からアプローチを試みることによって、拡大 EU の現在の姿、今後のゆくえ、さらには、拡大 EU が抱えている諸課題等を、明らかにすることができるのではないかと考えたからである。

II 拡大 EU 論

以下の各章では、EU の組織・運営と改革の動き、中・東欧諸国の動向、EU の個別分野の政策、課題等を取り上げるが、ここでは、その前段として、「なぜ EU は、東方拡大を押し進めたのか」という点を、簡単に整理しておく。

(4) Ulrich Sedelmeier, Alasdair R.Young, "Crisis, what Crisis? Continuity and Normality in the European Union in 2005." *JCMS Annual Review of the European Union*, Vol.44, (2006), p.1.

(5) Olli Rehn, "Debate on Enlargement in the EP." 13 December 2006, p.2. <<http://europa.eu/rapid/pressRelease/>>

(6) 「EU 拡大一段落」『読売新聞』2006.12.28.

(7) Council of the European Union, *Presidency Conclusions*, 15 December 2006, pp.2-5. <http://ec.europa.eu/councils/bx20061214/index_en.htm>; 「EU、拡大政策に慎重」『毎日新聞』2006.12.15.; 「2006年12月の EU 首脳会議、新しい EU 拡大政策を決定」(平成国際大学・入稻福智助教授のホームページ) <<http://eu-info.jp/news/fi-december2006.html>>

(8) 「EU が『内部革命』について着手」『選択』32巻7号, 2006.7, pp.14-15.

(9) Commission of the European Communities, *Green Paper: European Transparency Initiative*. COM (2006) 194, 3 May 2006. <http://ec.europa.eu/transparency/eti/docs/gp_en.pdf>

(10) 「グリーンペーパー」とは、欧州委員会が、議論を喚起する目的で、特定領域について刊行する資料のことである (高橋和ほか編『拡大 EU 辞典』小学館, 2006, p.184.); この問題への取組みで、中心的役割を果たしているのは、欧州委員会のシーム・カラス委員 (不正防止、会計検査担当。エストニア出身) である。

(11) "Transparency Initiative." *EurActiv.com*, 3 October 2006. <<http://www.eurativ.com/en/pa/trnsparency-initiative/article=140650>>

1 EU 拡大の歩み

今日の EU の第 1 歩（最初の組織）とも言うべき ECSC (European Coal and Steel Community: 欧州石炭鉄鋼共同体) は、1952 (昭和27) 年 8 月に、6 カ国 (ドイツ、フランス、イタリア、ベネルクス 3 国 <ベルギー、オランダ、ルクセンブルク>)、人口約 1 億8,500万人でスタートした。その後、EEC (European Economic Community : 欧州経済共同体) の設立、他機関との再編成による EC (European Community : 欧州共同体) の誕生を経て、1993年以降は、マーストリヒト条約 (欧州連合条約) に基づき、EU (European Union: 欧州連合) と呼ばれている。現在、EU は、加盟国27カ国、人口約 4 億9,000万人の巨大な地域統合組織である。

2007年という年は、欧州統合の第一段階とも言われる ECSC⁽¹²⁾ の誕生から55年、欧州経済共同体 (EEC) の設立を決めたローマ条約の調印から、50年目にあたる。

EU の歴史は、拡大の歴史であったとも言われる。これまでに、5 次の拡大を経験している。すなわち、1973年の第 1 次 拡大 (デンマーク、アイルランド、英国が加盟)、1981年の第 2 次拡大 (ギリシャが加盟)、1986年の第 3 次拡大 (ポルトガル、スペインが加盟)、1995年の第 4 次拡大 (オーストリア、フィンランド、スウェーデンが加盟) 、そして2004年 5 月の第 5 次拡大である⁽¹³⁾。

第 5 次拡大は、これまでにない大規模なもので、加盟国は一挙に10カ国 (エストニア、ラトビア、リトアニア、ポーランド、チェコ、スロバキア、スロベニア、ハンガリーの中・東欧諸国とキプロス、マルタの地中海諸国) も増えた。2007年 1 月には、さらに 2 カ国 (ブルガリア、ルーマニア⁽¹⁴⁾) が加盟した。5 次にわたる拡大により、EU の加盟国数は、6 (1958年)、9 (1973年)、10 (1981年)、12 (1986年)、15 (1995年)、25 (2004年)、27 (2007年) と増えてきた。

EU27カ国体制のもとでの EU の GDP (国内総生産) は、約10兆9,400億ユーロで⁽¹⁵⁾、これは、世界の GDP の28.9% を占める (米国は28.1%)⁽¹⁶⁾。人口においては勿論のこと、経済規模においても、EU は、米国を上回るようになった。

第 5 次の EU 拡大は、それまでの拡大のように「経済規模の拡大」(経済的合理性) の追求という視点だけでは、説明がつかない。第 5 次拡大は、「欧州の統一」という政治的、理念的な動機に裏打ちされていた。むしろ EU は、第 1 ~ 第 4 次の拡大においても、必ずしも同質の国々だけを取り込んできたわけではない。時間をかけながら政治制度等の違いを克服し、多様性を持った統合を、これまでに実現してきた。それゆえ、第 5 次拡大の異質性だけに注意を払うことは、EU (EC) 拡大の真の姿を見誤ることにもなりかねないとも言われる⁽¹⁷⁾。

2 なぜ東方拡大を推し進めたのか

「地政学的地震」⁽¹⁸⁾とも表現される1989年のベルリンの壁の崩壊、それに続く中・東欧の社会主義体制崩壊は、EU の中・東欧政策に大きな変化をもたらした。また、中・東欧諸国の

(12) ECSC は、2002年 7 月に、その50年の歴史に幕を閉じた。

(13) Neill Nugent, *European Union Enlargement*. New York: Palgrave Macmillan, 2004, pp. 22, 25, 27, 30.

(14) ここでは、ブルガリア、ルーマニアの加盟も、EU の第 5 次拡大に含めて扱う。

(15) 「EU、1月に27カ国体制」『日本経済新聞』2006.9.27.

(16) World Bank, "Total GDP 2005." <<http://web.worldbank.org/WBSITE/EXTERNAL/DATASTATISTICS/>>

(17) Frank Schimmelfennig and Ulrich Sedelmeier, *op.cit.* p.35.; 東野篤子「統合と拡大」田中俊郎・庄司克宏編『EU 統合の軌跡とベクトル』慶応義塾大学出版会, 2006, p.59.

(18) John O' Brennan, *Re-Conceptualising Europe: Social Constructivism and EU Enlargement*.

<http://www.sam.sdu.dk/~mwi/B6_O'Brennan.pdf>

EU への接近を、さらに加速させることにもなった。

欧州委員会が、公式に東方拡大の方針を打ち出したのは、1992年6月のリスボン欧州理事会（首脳会議・サミット）に提出したレポート「ヨーロッパと拡大の挑戦」⁽¹⁹⁾においてであった。しかし、当時、EU（EC）拡大に慎重な国々も少なくなく、東方拡大は、決してスムーズに運んだわけではない。欧州委員会のサンテール委員長（当時）自身、1995年には、「EUは、東欧へと拡大する前に、自分の家をきちんと片づけなくてはならない⁽²⁰⁾」と述べ、拡大に慎重な姿勢を見せていた。

1998年3月から始まった中・東欧諸国のEU加盟交渉も、途中で停滞等があり、当初、加盟実現への展望は、全く開けなかった。行き詰っていた加盟交渉を、大きく進展させる一つのきっかけとなったのは、1998年12月以降のコソボ情勢の悪化であった。バルカン情勢の緊迫化にEU側は危機感を募らせ、東方拡大戦略を加速させる方向へと向かった⁽²¹⁾。欧州から「火薬庫」をなくすことによるのみ、EUの本物の安全と繁栄が成り立つとの認識が広まった。つまり、南東ヨーロッパの安定化を図ることこそ、欧州全体の安定にとって重要である、と位置づけられるたのである⁽²²⁾。

1999年10月13日、欧州議会で演説したロマーノ・プロディ欧州委員会委員長（当時）は、欧州地域の平和と安定、繁栄のためには、積極的な東方拡大戦略の構築が必要であると訴えた⁽²³⁾。当時、欧州議会の中には東方拡大に対する反対もあったが、バルカン半島での紛争沈静化のためには、バルカン半島諸国をも含めたEU拡大が必要であるとの認識が、拡大していった⁽²⁴⁾。

財政的負担増等の困難に直面しながらも、EUはなぜ、東方拡大を推し進めたのであろうか。既に述べた、欧州の平和と安定のためという他にも、いくつかの理由があった。

中長期的に見て、拡大は、EU側にも、また、中・東欧の新規加盟国側にも、経済的・地政学的メリットがあったという。つまり「国家的利益の追求」という観点から決断がなされたということも、一つの理由として挙げることができよう⁽²⁵⁾。しかし、それだけで、全てが説明できるわけではない。EU側に、拡大に伴う負担感を克服させるだけの何ものかがあったはずである。この点に関連しては、いくつかの「非経済的要因」が指摘されている。

まず、第二次世界大戦後、人為的に分断されてしまった東西ヨーロッパを、もう一度統合しなければならないという、EU側のある種の「血縁的義務感」ないし伝統的な価値観に動機づけられていた、との説明がなされている⁽²⁶⁾。つまり、冷戦終結後に、西ヨーロッパ諸国は、

(19) European Commission, *Europe and the Challenge of Enlargement*. 24 June 1992. <http://aei.pitt.edu/15731/01/challenge_of_enlargement_june_92.pdf>

(20) European Commission, “25-28 September European Commission.” 28 September 1995. <<http://www.europeanvoice.com/archive/article.asp?id=82&print=1>>

(21) Emilian Kavalski, “The Western Balkans and the EU.” *South-East Europe Review*, No.1-2 (2003), pp.200-201.

(22) Milada Anna Vachudova, *Europe Undivided: Democracy, Leverage & Integration after Communism*. New York: Oxford University Press, 2005, p.247.; 長部重康・田中友義編著『ヨーロッパ対外政策の焦点』ジェトロ, 2000, p.99.; 「EUの「危険な賭け」バルカン二国加盟」『選択』33巻1号, 2007.1, p.15.

(23) Speech by Romano Prodi President of the European Commission on Enlargement European Parliament. Brussels, 13 October 1999, Speech/99/130. <http://europa.eu/enlargement/speeches/arch_1999.htm>

(24) Laks S. Skålnes, “Geopolitics and the Eastern Enlargement of the European Union” Frank Schimmelfennig and Ulrich Sedelmeier, *The Politics of European Union Enlargement*, London: Routledge, 2005, pp.224-225.; 東野篤子「EUの東方拡大政策」羽場久美子ほか編『ヨーロッパの東方拡大』岩波書店, 2006, p.121.

(25) Andrew Moravcsik and Milada Anna Vachudova, “National Interests, State Power and EU Enlargement.” *East European Politics and Societies*, Vol.17, No.1 (2003), p.43.

ようやく「戦後処理」を完了させたとの解釈である。

この他にも、当初は、経済的・地政学的合理性に基づき拡大を判断していたが、やがてそれは、「規範的決定」（民主主義、法の支配等）に転換した、との指摘もある。拡大賛成派が掲げた中・東欧諸国における民主主義と法の支配の実現という理念に対して、拡大慎重派や反対派は、公然とは反対しにくい状況に追い込まれていった。つまり、拡大賛成派の用いたレトリックに、はまってしまったというのである⁽²⁷⁾。

EUの東方拡大が、結果的に見て推進された理由の一つとして、欧州理事会の議長国間における「競争意識」を指摘する意見もある。東方拡大については、EU内においても温度差があった。EUの東方拡大に必ずしも積極的ではなかった国（ベルギー等）も、ひとたび欧州理事会の議長国の地位につくや、なんとか2000年6月のニース欧州理事会で採択された「ロードマップ」に沿って、議長国としての任務を遂行しなければ、との微妙な心理が働いたという。これは丁度、美人コンテストにも似たようなもので、「議長国美人コンテスト」（presidential beauty contest）と名づけられている⁽²⁸⁾。

3 東方拡大のメリットは

市場経済をベースに東西欧州が統合された点で、EUの東方拡大（第5次拡大）は、歴史的意義を有するものではあったが、拡大の経済的メリットについては、EU15カ国と新規加盟国との間で、かなりの落差があった。中・東欧諸国には、EUから受ける財政的支援、EU企業からの投資増大等のメリットがあったが、EU15カ国にとっては、拡大のメリットは、必ずしもすぐに実感できるようなものではなかった⁽²⁹⁾。

EU15カ国の中でも、国によって差が見られた。中・東欧諸国と国境を接するオーストリアは、最もEU拡大のメリットを実感できた国のひとつである。オーストリアの経済研究所（WIFO）の調査によれば、EU拡大により、オーストリア経済は今後、年0.2%のGDP引き上げ効果を見込むことができるという。その主たる要因は、輸出の増加とオーストリア企業の国外進出である⁽³⁰⁾。

ユーロ高が進行する中で、EU企業が活力を維持し、好景気を維持していることは、EUという「器」が大きくなったこと（EU27カ国で、約4億9,000万人の市場となったこと）によるメリットとあって良いであろう⁽³¹⁾。

中・東欧諸国は、EU加盟前から直接投資や各種援助資金、技術移転等⁽³²⁾に大きな期待をか

(26) Helene Sjursen, "Why Expand? The Question of Legitimacy and Justification in the EU's Enlargement Policy." *Journal of Common Market Studies*, Vol.40, No.3 (September 2002), p.508.

(27) Frank Schimmelfennig, "The Community Trap: Liberal Norms, Rhetorical Action and the Eastern Enlargement of the European Union." *International Organization*, Vol.55, No.1 (2001), pp.72-73.

(28) Peter Ludlow, *The Making of the New Europe: The European Councils in Brussels and Copenhagen 2002*. Brussels: EuroComment, 2004, pp.55-60.; Elena Gadjanova, "Book Review." *Journal of Common Market Studies*, Vol.44, No.1 (March 2006), p.224.; 東野 前掲論文 p.68.

(29) *The Economic Impact of Enlargement*, Enlargement Papers No.4, June 2001, p.5.

(30) „Zwei Jahre nach der EU-Erweiterung: Österreicher der Hauptgewinner.“ *WIFO-Pressinformationen*, (18 Mai 2006); ジェトロ・ブリュッセル・センター「オーストリア、欧州統合で経済効果」『EU拡大関連情報』No.168, 2006.< <http://www.jetro.be/jp/business/even/en184-2.pdf> >

(31) 「EU経済強さの秘密は『ドイツ化』」『選択』32巻10号, 2006.10, p.13.

(32) 久保広正『欧州統合論』勁草書房, 2003, pp.220-221.

けていた。しかし、結果的には、これらの支援等は、必ずしも中・東欧諸国の期待に沿うものばかりではなかった。こうした点についても、不満が表明されている⁽³³⁾。

4 第5次EU拡大と「統合懐疑論」の台頭

2002年に、デンマークのラスムセン首相は、拡大EUは、ヨーロッパの「新しい時代のはじまり」を告げるものである⁽³⁴⁾と述べた。また、プロディ欧州委員会委員長（当時）（在任：1999～2004年）も、2002年に、「ローマ帝国の崩壊以来、我々は、はじめて欧州を統合する機会をえ」、しかも武力によってではなく、理想と共通の規則に基づき達成したと、EU拡大を賞賛した⁽³⁵⁾。確かに第5次拡大は、歴史的意義を有するものであったが、同時に、大きな域内経済格差や「異質」要素を、多く域内に抱え込むことにもなった。

EU拡大の成果は、中・東欧の新規加盟国においても、必ずしも国民が直に実感できるような形で現れたわけではない。そのため、犠牲（貧富の格差拡大、競争、失業の増大、社会保障の削減、年金改革等）を強いられているとの意識は、国民の間ではかなり強い。EUに対し当初抱いていた憧れは、今やいらだちや、怒りに変わりつつある。市民の間からは、「ブリュッセル（ブリュッセルにはEUの本部がある。）の官僚組織は、モスクワとどこが違うのか⁽³⁶⁾」と、EUの支配体制に組み込まれることへの不満も表明されている。政府レベルでも、加盟前に期待していた格差是正のための施策（例えば、構造政策など）が、必ずしも受け入れ国側の意向を反映する形になっていない点に、不満が表明されている。

EU15カ国の市民の間でも、移民の増大、財政負担の増大等を背景として、急速な統合への警戒論（「統合懐疑論」 euroskepticism）が広がっている。

EUの最近の世論調査によれば、EUの更なる拡大に対する賛成は、新規加盟国で平均72%、EU15カ国の平均で41%である。支持率が高いのはポーランド（76%）、スロベニア（74%）、ギリシャ（71%）、スロバキア（69%）等である。これに対し、支持率が低いのは、ドイツ（30%）、オーストリア（31%）、ルクセンブルク（32%）、フランス（34%）等である⁽³⁷⁾。

2005年に『ユーロバロメーター』誌が行った調査によれば、ドイツでは59%の人が、EUのさらなる拡大に反対している。加盟候補国に対するドイツ国民の態度も、はっきりと分かれている。スイスやノルウェー、アイスランドのEU加盟に対しては、71～84%の人が賛成しており、反対の割合も低い（13～23%）。これに対し、トルコのEU加盟に対しては74%、アルバニア加盟に対しては、71%もの人がそれぞれ反対している（賛成の割合は、それぞれ21%と少ない）⁽³⁸⁾

政府レベルにおいても、EUがどれだけ新規加盟国を受け入れる余力があるのか、その「吸

(33) Jonas Eriksson et al., *From Policy Takers to Policy Makers: Adapting EU Cohesion Policy to the Needs of the New Member States*. Stockholm: Sieps, 2005, p18.

(34) Anders Rasmussen, "From Copenhagen to Copenhagen." *Project Syndicate*, 2002.12.

<http://www.project=syndicate.org/print_commentary/sasmussen1/Ehlish>

(35) "Signor Romano Prodi." *Oxford University Gazette*, 2 May 2002, p.2. <<http://www.ox.ac.uk/gazette/2001-2/weekly/020502/notc.htm>>; "Romano Prodi." *2010: The Challenges to Global Security*. <http://www.janes.com/defence/news/2010/991222_f_prodi.shtml>

(36) 「拡大欧州の進路（上）変化追えず、ゆがむ理念」『日本経済新聞』2006.12.27.

(37) "Support for Enlargement." *Eurobarometer 66*, (Autumn 2006), pp.28-29. <http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/eb/eb66/eb66_en.htm>; "Attitudes towards European Union Enlargement." *Special Eurobarometer*, No.255, (July 2006), p.3. <http://ec.europa.eu/public_opinion/archives/ebs/ebs_255_en.pdf>

(38) „Nationaler Bericht Deutschland.“ *Eurobarometer 64: Die öffentliche Meinung in der Europäischen Union*, (Autumn 2005), S.23, 25.

取能力」(absorption capacity) を、加盟国を受け入れる際の基準に加えるべきだとの意見が、オーストリアから出され、一定の支持をえている⁽³⁹⁾。ドイツのアンゲラ・メルケル首相も、新規加盟国の受け入れに対し、「無理を強いるべきではない」⁽⁴⁰⁾と拡大に慎重な姿勢を示している。特にトルコの加盟に関しては、加盟を唯一の選択肢とするのではなく、加盟を前提としない関係強化(「特権的パートナーシップ」(privilegierte Partnerschaft)⁽⁴¹⁾)といった考え方もある、と発言している⁽⁴²⁾。

加盟各国の首脳で構成する欧州理事会の議長国は、半年ごとに各国の持ち回り(輪番制)となっており、2006年後半はフィンランドが務めた。2007年前半はドイツ、後半はポルトガル、そして2008年前半はスロベニア、後半はフランスが議長を務める予定である。独仏が枢軸となってEUを引っ張っていた時代は、既に過去のものとなりつつある。しかし、両国にとってかわり、リーダーシップを発揮しうる国がまだないことも事実である。こうしたこともあって、依然、多くのEUメンバー国は、ドイツが2007年に議長国になることに一定の期待感を表明していた。メルケル首相は、加盟国間では、「信頼にたる、指導的役割をはたしうる政治家」⁽⁴³⁾と評価されている。

5 EU 拡大の帰着点は

欧州委員会のロマーノ・プロディ委員長(当時)は、2003年10月に、ブルガリア、ルーマニア、トルコ、さらには、クロアチア、セルビアを含めた西バルカン諸国までを取り込まなければ、EUは完成しないと述べた⁽⁴⁴⁾。ブルガリア、ルーマニアが加盟した以降も、EUは、拡大を続けていくのであろうか。

目下、クロアチア、トルコ⁽⁴⁵⁾が、加盟候補国として交渉を行っている。また、アルバニア、ボスニア・ヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロ等が「潜在的な加盟候補国」とみなされている。しかし、EUの拡大は、27カ国体制移行後、暫くは停止するのではないかとの見方(「EU拡大限界論」)が、有力である⁽⁴⁶⁾。

その背景としては、次のような点が指摘されている。①2004年のEU東方拡大以降、旧EU諸国(以下、「EU15カ国」とする。)では、移民の急増や雇用悪化に対する懸念が、急速に広まっている⁽⁴⁷⁾。②EU15カ国においては、このところ政権や指導者の交代が相次ぎ、各国首脳が信

(39) “EU cements ‘Absorption Capacity’ as the New Stumbling Block to Enlargement.” *EurActiv. com*, 16 (June 2006). <<http://euractiv.com/en/agenda2004/>>

(40) ジェトロ・ブリュッセル・センター「独首相、トルコの正式加盟に難色」『EU 拡大関連情報』No.184, 2006.9.15. <<http://www.jetro.be/jp/business/even/en184-8.pdf>>

(41) Matthias Wissmann, „Das Modell der gestuften 40 Mitgliedschaft.“ *Internationale Politik*, 61Jahr, Nr.5 (Mai 2006), S.66.; 「特権的パートナーシップ」というのは、自由貿易地域等の経済・貿易、中小企業対策、安全保障・防衛、環境対策、テロ対策等の面では関係を一層緊密にするものの、農業政策、地域政策、人の自由移動などの面では、統合を進めない形である。EUの加盟国ではなく、EUと特別な関係を持つ「準加盟国」の扱いとなる(Jakob Horsmann, “A Privileged Partnership.” <<http://www.cafebabel.com/en/printversion.asp?T=T&Id=1244>>.)

(42) “Merkel still committed to ‘Privileged Partnership.’” *Turkish Daily News*, September 15, 2006.; “Merkel Seeks ‘Privileged’ Pause.” *Turkish Daily News*, December 4, 2006.

(43) Barbara Lippert, Timo Goosman, “Calming down and Setting the Sights lower.” *EU-25 Watch*, No.3 (July 2006), p.11.< <http://www.politikerscreen.de/index.php/common/Document/field/document/id/44989>>

(44) “EU’s ‘Big Bang’ would never be repeated, says Prodi.” *Financial Times*, May 3, 2004.

(45) EU加盟交渉が正式に開始されたのは、クロアチアとトルコが2005年10月3日である。なお、マケドニアは、2005年12月に加盟候補国と認められた。

(46) “The last Enlargement.” *Business Europe*, Vol.46, No.17 (2006), p.1.; 走尾正敬「拡大EU3年目の課題: 首脳の交代期入りで統合は足踏み」『日本経済研究センター会報』No.945, 2006.7. p.37.

頼関係を築くまでには、もうしばらく時間がかかりそうである。③ 新規加盟国に対する財政的支援が、大きな負担となりつつあること等である⁽⁴⁸⁾。

現行の EU 基本条約であるニース条約（2001年2月調印）は、ブルガリアとルーマニアの EU 加盟までしか想定していない⁽⁴⁹⁾。EU 拡大をさらに推し進めるとなれば、新条約となる EU 憲法条約の発効ないしニース条約の改正が不可欠である。しかし、EU 憲法条約は、フランス、オランダにおいて、国民投票により否決されたこともあり、目下のところ、発効のメドは立っていない。欧州委員会のバローゾ委員長も、2006年9月25日にフランスのド・ビルバン首相と会談した際に、「これ以上の加盟拡大を進めるのは賢明ではない⁽⁵⁰⁾」と述べた。また、フランス大統領選の有力候補であるサルコジ内相は、講演の中で、今後の EU 拡大について、スイス、ノルウェー、バルカン諸国、アイスランドのような、「明らかに欧州大陸に属している国々や、近隣の島国に限るべきだ⁽⁵¹⁾」と述べた。

2007年1月ようやく EU に加盟したブルガリア、ルーマニア（両国の EU 加盟条約調印は、2005年4月であった⁽⁵²⁾。）も、ある意味では条件付の加盟となった。欧州委員会は、2005年10月の「モニタリング・レポート」で、ブルガリアとルーマニアに対し、効率的行政、司法制度改革、腐敗対策などに特段の努力が必要である旨指摘した⁽⁵³⁾。かねてより、両国の汚職対策や司法改革、食品衛生の分野等、ブルガリアの場合は、さらに組織犯罪への対応の遅れに懸念が表明されていた⁽⁵⁴⁾。

また、欧州会計検査院（European Court of Auditors）は、「ファーレ（PHARE）計画」（加盟前支援策の一つ）に基づきルーマニア、ブルガリアに供与された補助金が、多くの対象プロジェクトにおいて、目的とずれた使い方がされていたとして、是正を勧告した⁽⁵⁵⁾。今回の両国の加盟承認に際しては、両国の改革の進捗状況を厳しくチェックする新しい制度が導入された。両国の対応が不十分であった場合には、各種補助金の支払い停止、農産物特に畜産品の EU 域内への輸出制限等の制裁措置を科すことができるようになった⁽⁵⁶⁾。

(47) 「EU、1月に27カ国体制」『日本経済新聞』2006.9.27.

(48) 「EU、拡大政策に慎重 負担増耐えかね」『毎日新聞』2006.12.15.

(49) 「EU 拡大一段落」『読売新聞』2006.12.28.

(50) “Barroso Says EU Must Stop Expansion.” *International Herald Tribune*, September 25, 2006.

(51) “Speech by Nicolas Sarkozy to the Friends of Europe Foundation.” 8 September 2006, Brussels.

<http://www.umpeurope.org/Download?Nicolas_Sarkozy_Discours_Brussels_%208_september_2006_EN.pdf>; ジェトロ・ブリュッセル「サルコジ内相、対トルコ加盟交渉の停止を要求」『EU 拡大関連情報』No.184, 2006.9.15. <<http://www.jetro.be/jp/business/even/en184-2.pdf>>

(52) 2003年4月段階では、まだ経済基準を満たしていないと判断され、他の東欧8カ国に遅れをとった。2004年12月ようやく加盟交渉が終結した。

(53) Commission of the European Communities. *Comprehensive Monitoring Report on the State of Preparedness for EU Membership of Bulgaria and Rumania*, 2005.10. <http://eur-lex.europa.eu/smartapi/cgi/sga_doc?smartapi!celexplus!prod!CELEXEXnumdoc&lg=en&numdoc=505DC0534>

(54) 当初、2006年6月の EU 首脳会議で、両国の2007年1月からの加盟が、正式に決定されるはずであった。

ところが、決定は、同年9月まで先延ばしされた (Olaf Leïße, „Rumanien und Bulgarien vor dem EU-Beitritt.“ *Aus Politik und Zeitgeschichte*, Nr.27 (3 Juli 2006), S. 6.; “The last Enlargement?” *Business Europe*, No.17

(September 16-30, 2006), p.1.; 「ブルガリアとルーマニアの来年加盟、EU、条件付き承認」『日本経済新聞』2006.5.17.)。

(55) Court of Auditors, *Special Report No4/2006 concerning Phare Investment Projects in Bulgaria and Rumania, together with the Replies of the Commission*. (20 June 2006), pp.10-11. <http://eca.europa.eu/audit_reports/special_reports/docs/2006/rs04-06en.pdf>

(56) European Commission, “Accompanying Measures in the Context of Bulgaria’s and Rumania’s Accession”, 26 September 2006. <<http://europa.eu/rapid/pressReleasesAction.do?>>

欧州の統合・拡大をどこまで進めるべきかについては、EU内でも意見が分かれている。各国の置かれた地理的状況、期待する「欧州像」のイメージ等により差が生じている。EUは、国民国家の緊密な連合体でいくのか、それとも、もっと進めて「欧州合衆国」を目指すのか。また、欧州を定義づける価値を何に求めるのか、等によっても、違いが生じてくる。ギリシャ・ローマ文明なのか、キリスト教なのか、それとも近代合理主義なのか。トルコ加盟問題は、まさに、「欧州とは何か」というアイデンティティを、どこまで共有できるかにかかっている⁽⁵⁷⁾。

トルコのEU加盟交渉を見ていると、これまでの加盟交渉とは異なり、加盟交渉の開始は、必ずしも将来の加盟を保証するものではなく、つつあるように見える。これは、第5次の拡大交渉の際には見られなかったことである⁽⁵⁸⁾。また、加盟候補国の改革努力だけでは、EU加盟は実現しにくくなっている。EU側に、新規加盟国を受け入れるだけの態勢（吸収能力）が整っているか、加盟基準に加えるべきであるとの意見が出ているからである。

EUの発展過程を振り返ってみると、それは危機の連続であったとも言える。綿密な発展計画のもとに、発展を遂げてきたというよりもむしろ、様々な圧力や、期限前に解決策を探し出さねばならない必要性の中から発展を遂げてきたとも言われている⁽⁵⁹⁾。今年（2007年）、EUは、その前身であるEEC（欧州経済共同体）の設立から50年目を迎え、その機構や決定過程には、経年劣化も目立つという。補助金の透明化等の内部改革、情報公開を進めることによって、EUは、現在の危機を乗り越えることができるかもしれない。

III 報告書の構成と要旨

以下の各部のタイトルと各章の要旨は、次の通りである。

第I部では、EUの機構とその運営状況、さらには改革の動きを取り上げる。第II部では、EUの東方拡大（第5次拡大）と中・東欧諸国を、経済面から見る。第III部では、EUの諸分野の政策について紹介する。第IV部は、トルコ等の加盟候補国やその他の潜在的候補国の概要を紹介する。

第I部 EUの機構・運営と改革

1 「欧州議会」 古賀豪

EU市民の代表機関たる欧州議会は、発足当初は諮問機関的な位置づけであったが、徐々にその権限を拡大し、現在では、閣僚理事会と対等な共同立法者の地位を得ている。歳費の一律化や旅費の透明化等、改革も進められている。しかし、2004年のEU拡大にともない、欧州議会では、肥大化、低下する投票率、議員の質の問題等が改めて指摘されている。

2 「欧州理事会・閣僚理事会・欧州委員会」 宮畑建志

EU拡大にともなう機構の機能不全を防ぐため、欧州委員会をはじめとする各機関では、簡素化、業務の効率化等の改革を行っている。EUの機構は、超国家的機関と加盟国の主権への

(57) 『拡大EUと欧州の外交・安全保障政策』日本国際問題研究所, 2005, p.21.

(58) 東野篤子「統合と拡大」田中俊郎・庄司克宏編『EU統合の軌跡とベクトル』慶応義塾大学出版会, 2006, p.73.

(59) Gerald Legris, "Basic EU Information" 『第8回EU政策セミナー』日欧産業協力セミナー, 2005.6.22, p.2.
<http://www.eujapan.com/japan/0509018thseminar_JP.pdf>

配慮、という微妙なバランスの上に成り立っている。しかし、憲法条約の批准が頓挫したことに見られるように、バランスの支点はまだ定まっていない。

3 「欧州憲法条約—動向と展望」 山田邦夫

2005年5月にフランスで、6月にはオランダで、相次いで、欧州憲法条約の批准が、国民投票により否決された。ただ、フランス、オランダの市民は、必ずしも憲法条約の内容そのものに反対というわけではない。失業問題等、現政権に対する批判が、憲法条約に対する反対に結びついた格好である。そこで欧州理事会は、市民との対話や情報提供を強める方針を打ち出している。

第Ⅱ部 EUの東方拡大

4 「東方拡大と中・東欧経済」 岩城成幸

「多様性の中での結合」とのスローガンの下に進められたEUの東方拡大(第5次拡大)は、中・東欧諸国に高度経済成長をもたらした。それは、EU企業の投資増大や、EUからの財政的支援等に支えられたものであった。しかし、中・東欧の新規加盟国と旧加盟国(EU15カ国)との経済格差は依然として大きく、格差解消までには、時間と財政的支援が必要である。

5 「中・東欧諸国における外国直接投資の動向」 萩原愛一

2004年5月にEUに新たに加盟した中・東欧8カ国は、国際競争に打ち勝つために、外資導入を積極的にすすめてきた。業種別に見ると、製造業とりわけ自動車産業への外国企業の進出が目立つ。新たな産業集積も形成されつつある。日本企業の進出にも、目ざましいものがある。激しい国際競争の中で、中・東欧の自動車産業の生産拠点は、さらに東に移動する可能性もあり、中・東欧諸国の外資依存政策には、不安定さもある。

6 「新規加盟国と共通通貨ユーロへの参加」 小池拓自

中・東欧のEU新規加盟国の多くは、ユーロ(欧州共通通貨)に参加する目標年次を、2007年～2010年に設定している。しかし、スロベニア(2007年にユーロに参加)以外の国は、マーストリヒト収斂基準(物価上昇率、財政赤字等)を達成していない。ユーロに参加するためには、なお多くの課題を解決しなければならない。

第Ⅲ部 EUの諸政策

7 「人の自由移動政策—労働移民と国境管理—」 加藤眞吾

1985年に、独、仏、ベネルクス3国で締結された「人の移動の自由」を定めたシェンゲン協定は、その後、EUの法体制の中に組み込まれ、今日に至っている。2004年のEU東方拡大に際しては、移民問題等が大きな論点となった。労働移民が自由に市場を移動することに対しては、旧EU加盟国においては、反発も強い。テロの多発等もあり、人の移動を監視するシステ

ムの構築が、国境管理の大きな課題となっている。

8 「消費者政策－消費者保護の質的強化－」 横内律子

EUの消費者保護政策は、1975年の「消費者保護・情報政策のための予備計画」により、基本的な原則が定められた。その後、1987年の単一欧州議定書を経て、1990年代半ばまでに、基本的な姿が確立された。EUの消費者保護政策は、国際的に見ても、先進性を備えている。BSE（ウシ海綿状脳症）問題等もあり、EUは、消費者支援対策の質的強化を目指している。

9 「交通インフラ政策－欧州横断運輸ネットワークの構築－」 鈴木賢一

EUは、国際競争力の強化を図るために、各加盟国の責任の下に、国際輸送インフラたる「欧州横断運輸ネットワーク」（TEN-T）の構築をすすめている。2020年までの全ネットワークの完成を目標にすすめているが、EU15カ国と中・東欧諸国との間では、運輸政策上の優先事項に食い違い等も見られる。

10 「共通農業政策－EU拡大とCAPの改革－」 比沢奈美

価格・所得政策と農村開発政策を二本の柱とするEUの共通農業政策（CAP）は、1992年の抜本的改革以降、現在も長期的な改革過程にある。CAP改革が必要とされる背景には、EU拡大にともなう財政支出増をいかに抑制するかということと、WTO農業交渉への対応（EUの交渉力強化）がある。

11 「社会政策－「欧州社会モデル」の変革－」 田中敏

高齢化、グローバリゼーションの進展にともない、従来の「欧州社会モデル」（手厚い社会保障給付）は転換を迫られている。こうした中で、EUは社会連帯という理念は維持しつつ、雇用調整を図る「欧州雇用戦略」、年金改革、「社会的排除との闘い」をすすめるようとしている。

12 「教育政策－多様性の中の収斂と調和－」 木戸裕

EUの教育政策においては、加盟各国の教育の質的向上と、EU全体のレベルアップを図ることが主眼とされている。リスボン戦略をうけて、欧州委員会は、2007年から2013年までの新しい教育計画として、「生涯学習の促進に関する総合計画」を策定した。現在、一部で計画の順調な進展は見られるものの、目標を達成するためには、さらなる努力が必要とされている。

13 「研究開発政策－新リスボン戦略とFP7－」 大磯輝将

1984年に、欧州の研究開発の強化、支援を目的として始められた「研究・技術開発枠組計画」（FP）は、EUの研究開発政策の根幹をなすものである。2005年の「新リスボン戦略」の中の研究開発では、投資の改善、イノベーションの促進を目指している。2006年には、2007年～2013年を対象とする第7次枠組計画（FP7）が策定された。FP7では、協力、構想、人材、能力の各目標が掲げられている。

14 「安全保障政策－装備協力とEDAの活動－」 福田毅

2004年にEUの装備協力（装備の共同研究、開発、生産等）を統括するものとして、EDA（欧州

防衛庁)が設立された。しかし、装備大国(国内に大きな防衛産業を持つ国)と装備小国(国内に大きな防衛産業を持たざる国)との間では、利害対立も見られる。EUの装備協力の進展は、装備大国と装備小国の利害をいかに調整するかにかかっている。

むすびにかえて

「新規加盟国・加盟候補国・潜在的加盟候補国 ー概要と今後ー」 山崎隆志

2007年1月に、ブルガリアとルーマニアがEU加盟を果たした。現在、トルコ、クロアチアの加盟交渉が行われている。EUの加盟候補国や潜在的加盟候補国としては、マケドニア、アルバニア、ボスニア、ヘルツェゴビナ、モンテネグロ、セルビア、コソボ等が挙げられる。トルコのEU加盟については、賛否の議論が渦巻いている。2006年11月にEUは、過去1年間のトルコの改革のペースは減速している、と結論づけた。

(いわき しげゆき 総合調査室)